

# 令和8年度観光人材マッチング支援事業委託業務に係る 企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度観光人材マッチング支援事業委託業務

## 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 事業の目的

本事業は、国内外での合同企業説明会の開催、インターンシップの受入促進、観光現場で働く魅力を発信する広報や、職場見学ツアー、職業体験イベント等を行うことにより、観光業界の持続的発展に繋がる人材の確保・定着を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の概要

観光人材の確保に向け、主に、下記5点について取り組む。

- A. 国内外での合同企業説明会の開催
- B. 国内外からのインターンシップ受入促進
- C. 職場見学バスツアーの実施
- D. 観光現場で働く魅力を伝える広報

## 5 成果指標

本事業の取組により、観光業界への就職意欲が向上した割合 80% 以上とすること。

## 6 委託業務の内容

---

### 【A. 合同企業説明会の開催（国内）】

---

観光業界に特化した合同企業説明会・面接会を県外・県内で開催すること。

#### ①参加企業の募集

- (1) 募集案内の周知を図るためのポスターおよびチラシを制作するとともに、SNSやWEB広告、企業訪問にて積極的に周知広報を行う。

- (2) 出展企業の選定にあたっては、国や県が実施する各種認定・認証（沖縄県人材育成認証、沖縄県ワークライフバランス認証、沖縄県所得向上応援企業認証、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定等）を受けている企業を優先とすること。
- (3) 国や各自治体、民間が実施する施策と積極的に連携を図り、参加企業の募集を募ること。
- (4) 本事業以外で実施する合同企業説明会の情報を収集するとともに、観光事業者や求職者へ情報提供を行う等し、参加を促すこと。

## **②求職者への周知**

- (1) 開催案内の周知を図るためのポスターおよびチラシを制作するとともに、積極的な学校訪問により事業説明を行うこと。
- (2) 利用率の高い就活サイトや親和性の高い Web サイトでの情報発信を行うこと。
- (3) SNS・Web 広告による周知を行うこと。広告については、年代、性別、地域、キーワード、興味関心などを分析し、ターゲット層に沿った広告にすること。
- (4) 国や各自治体、民間が実施する施策と積極的に連携を図り、求職者の参加を募ること。

## **③合同企業説明会・面接会等の企画運営**

- (1) 本業務事務局として、参加企業と学生のマッチングが向上するように企画運営方法を工夫すること。
- (2) 合同企業説明会・面接会の開催にあたっては、求職者のニーズを鑑みながら、開催場所・開催方法を検討し、現地開催だけでなく、オンラインでの開催も実施すること。
- (3) 来場者数が多く見込まれる就職イベント等の一部ブースを確保し、出展を希望する事業者を募ること。
- (4) 県外開催にあたっては、沖縄県出身の在籍学生が多い学校構内でも開催すること。
- (5) 合同企業説明会・面接会等の運営にかかる活動目標は、参加する求職者数延べ 500 人、通年で就職内定者 50 人とする。（※目標値については契約前に改めて県と協議する。）

## **④アンケートの実施・報告書の作成**

参加者及び参加企業へアンケート調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行ったうえで必要に応じ事業改善や新たな支援策を行うこと。また、アンケート結果を踏まえた報告書を作成すること。

---

## 【A'. 合同企業説明会の開催（海外）】

---

観光業界に特化した合同企業説明会・面接会を海外で開催すること。

### ①参加企業の募集 …上記Aと同様

### ②求職者への周知

- (1) 開催案内の周知を図るためのチラシ等を制作するとともに、現地の学校等へ訪問やメールにて案内を行うこと。
- (2) 開催国において、利用率が高いWebサイト・SNS等での周知を行うこと。
- (3) 国や各自治体の実施する施策と積極的に連携を図り、求職者の参加を募ること

### ③合同企業説明会・面接会等の企画運営

- (1)～(4)は上記Aと同じ。
- (5) 日本語が話せる学生の多い学校構内での開催を検討すること。
- (6) 合同企業説明会・面接会等の運営にかかる活動目標は、参加する求職者数延べ200人とする。（※目標値については契約前に改めて県と協議する。）
- (7) 開催国：台湾、韓国、タイでの開催を基本とする。

### ④アンケートの実施・報告書の作成 …上記Aと同じ

---

## 【B. インターンシップの促進（国内）】

---

沖縄県内の観光業界への就職を希望する者を対象に、求人事業者と求職者とのマッチングを行い、インターンシップの受入れを支援する。

### ① インターン生の募集・選考

事業目的・内容が明確に伝わるよう効果的な媒体による周知やイベント等への出展による事業説明を実施し、インターン生の募集・選考を行うこと。

なお、実施に当たっては、募集方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール等）や多くの対象者に的確に周知するための工夫について、その理由とともに具体的に示すこと。

周知広報にあたっては、求職者の利用率が高い就活サイト等での情報発信を行うなど多くの求職者に見てもらえるような周知方法を検討すること。

## ② 受入事業者の募集・開拓・研修

インターンを受け入れる求人事業者（以下「受入事業者」という。）の募集・開拓を行うこと。

### (1) 募集・開拓

受入事業者の開拓にあたっては、募集説明会・事業所訪問等を行い人材確保及び人材育成に積極的に取り組む事業者の発掘を行うとともに、インターン終了後の継続雇用が見込まれる事業所を重点的に開拓するよう努めること。

募集・開拓方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール、人員体制等）、見込まれる事業者数について、その理由とともに具体的に示すこと。

受入事業者は下記、ア～カの要件をすべて満たすものであること。

（受入事業者の要件）

ア インターンの指導員として適当な従業員がいること。

イ 作業内容がインターン生に適していること。

ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。

エ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業でないこと、その他、適切でないと判断される営業でないこと。

オ 有償でのインターンシップ実施に当たり、インターン生との間に短期雇用契約をすること

カ インターン期間中、インターン生は受入事業者における社会保険、雇用保険、労災保険、厚生年金、及び健康（医療）保険等に加入すること。

## ③ インターンシップの実施

### (1) インターン生と受入事業者のマッチング

- ・ インターン生と受入事業者とのマッチングを行うこと。マッチングに当たっては、インターン生との面談を通して、本人の希望や適性を見極めたうえで継続雇用となる可能性の高い企業とマッチングできるよう支援すること。

### (2) 企業でのインターンシップの実施

- ・ 受入事業者に対し、事前にインターンシップの内容や指導体制、継続雇用となる要件（何をどこまでできればよいか）等について確認するなど、ミスマッチの防止やインターン生が継続雇用に向けてモチベーションを高めることができるよう工夫すること。
- ・ 受入期間については、受入企業と求職者の双方ですることとする。
- ・ インターンシップ開始前の座学研修について、インターン生または受入企業にニ

ーズを確認しながら、適宜、実施すること。座学研修は、講師による講義を実施するとともに、オンデマンド型での配信も行うこと。また、令和5年度に本事業で制作した研修動画も活用すること。

- ・インターン期間中においては、インターンシップが円滑に実施できるようインターン生、受入事業者の双方へのヒアリング等により、意見・要望を確認し、必要な支援を行うこと。

#### ④ インターン終了後の定着支援

- ・終了後は、インターン修了生を対象としたフォローアップ支援及びその他必要な支援を実施すること。正社員化や社内でのステップアップに向けた課題の整理、インターン修了生及び受入事業者に対する職場定着に向けた助言等を想定しているが、他に離職防止や正規雇用化の促進に向け、効果的と考える取組があれば県と協議の上、実施すること。

#### ⑤ アンケートの実施および報告書作成

インターンシップ終了後は、インターン修了生及び受入事業者へアンケート調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行ったうえで必要に応じ事業改善や新たな支援策の実施を検討すること。また、アンケート結果を踏まえた報告書を作成すること。

#### ⑥ 関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、本県観光業界の人手不足の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や、教育機関、観光関連団体、沖縄労働局、その他機関等と連携・協力すること。

#### ⑦ インターン生の保険加入及び渡航費等支援について

##### (1) インターン生の保険加入について

インターン期間中は、インターン生を対象とした必要な保険に加入するものとする。 (補償内容については、下記表1と同等以上であること。保険については、インターンの実施方法を踏まえ、契約時に再度調整を行うこととする。)

(表1)

インターン生傷害保険	死亡・後遺障害	3,500万円
	入院保障	5,000円/日
	通院保障	3,000円/日
損害賠償保険	対人 1名 対人 1事故	5,000万円 1億円

	対 物 1 事故	5,000万円（免責なし）
--	----------	---------------

## (2) 渡航費等の支援について

インターン実施に当たっては、県外・離島など遠隔地からの参加者へ往復渡航費（往復交通費＋宿泊費上限 14 泊分まで）を支給するものとする。（本島の参加者が離島の事業所でインターンシップを実施する場合の交通費も含む。）

支給要件については、別途県と協議の上定めるものとするが、県へ提出する積算書については、下記のとおり経費を見積もること※。

なお、実施状況を見て、県と協議の上、計画人数や地域を変更することとする。

[積算人数]

ア 那覇⇄県外	: 140 名
イ 那覇⇄離島	: 30 名
ウ 那覇⇄本島北部	: 30 名

---

## 【B'. インターンシップの促進（海外）】

---

①～⑦(1)までは、上記Bと同様。

### ① インターン生の渡航費等支援について

#### (2) 渡航費等の支援について

インターン実施に当たっては、海外など遠隔地からの参加者へ往復渡航費（往復交通費＋宿泊費上限 14 泊分まで）を支給するものとする。

支給要件については、別途県と協議の上定めるものとするが、県へ提出する積算書の作成に当たっては、下記のとおり経費を見積もること※。

なお、実施状況を見て、県と協議の上、計画人数や地域を変更することとする。

[積算人数]

那覇⇄海外	: 50 名
-------	--------

### ② 外国人インターン生への丁寧なサポート・定着支援等

- ・インターンシップ終了後は、特定技能・技人国等のビザ取得、または正規雇用につながるよう、必要なサポートを行うこと。
- ・インターン期間中、インターン生からインターンシップ以外の生活面に関する相談があった場合、可能な限り相談に応じ、必要なサポートを行うこと。
- ・上記のサポートについて、必要に応じて専門的な機関への再委託も検討すること。

---

## 【C. 職場見学バスツアーの実施】

---

学生等を対象にした県内観光業界を訪問するバスツアーを実施すること

### ① 要件

- (1)開催場所・回数 …沖縄本島・離島にて計10回程度想定
- (2)開催時期 …学生の長期休暇の時期等を中心に、随時開催
- (3)見学企業数 …1回あたり2企業以上（合同企業説明会等も含む）
- (4)見学対象企業 …県内の観光業界

### ② 業務計画・報告書の作成

ツアーごとに、実施計画および簡易報告書を作成すること。

受入企業の選定にあたっては、学生等の関心に配慮しながら、将来の県内定着に結びつくよう、県と協議の上、選定すること。

### ③ 業務計画・報告書の作成

#### (1) 広報及び参加者の募集

募集用のチラシ制作等を行い、参加対象者へ学校訪問、SNSやWeb広告等により、効果的に周知すること。

#### (2) 参加申込受付・決定

参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者の決定に関する事務、参加者に対する連絡調整等を行うこと。

#### (3) 企業等との各種調整

見学先企業とスケジュールの調整等を行うこととし、県内企業や県内就職に関する関心が高まるよう、見学先企業と実施内容の調整を行うこと。

#### (4) 参加者を被保険者とする傷害保険に加入すること。

#### (5) 参加者アンケート等の実施・報告書の作成

参加者に対して、企業見学バスツアーの満足度や効果等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケート内容については、事前に県と協議すること。また、アンケート結果を踏まえた報告書を作成すること。

---

## 【D. 観光現場で働く魅力を伝える広報】

---

### ① 広報内容

次の事項を参考に観光業界の人員確保に向け、県民等の就労意欲を高めつつ、就労機会の創出に寄与する内容として整理したうえで、Web や SNS、紙面を活用し、記事広告として広く周知する内容を実施すること。

ア 沖縄観光の「経済波及効果や雇用創出効果等」などを含め、観光がリーディング産業として様々な産業等に対して、影響を及ぼしている状況を調査するとともに、記事広告として広報すること。

また、「観光客の増加がいかに県経済や生活に貢献しているのか」という視点で整理し、その具体的な根拠も含め記事広告にすること。

イ 観光業界の就労環境におけるイメージ向上を図るため、働きやすい環境づくりに取り組む観光事業者をフォーカスするとともに、就労環境の改善に向けた取組等を紹介

ウ 観光業界におけるやりがい（若年、キャリア層、特定業種（バスガイド等））

エ 観光業界への就職に理解のある教育関係者と観光業界への就職を目指す学生とのコラボ記事

オ 本仕様書 A～D の取組内容をはじめ、観光産業に関する就職イベントの開催案内、人材確保に資する補助金などの紹介

カ 観光業界におけるスキルアップの事例

キ その他、県が必要と認める内容を掲載すること

### ② 広報媒体

(1) 就活生など求職者の利用率が高い就活サイトや、沖縄観光に興味関心のある者の利用が多いサイト等を活用し情報発信を行うこと

(2) 本事業で制作した特設サイト（以下特設サイト）も活用すること。また、本サイトの運営・管理に関する経費も見積もること。

（「沖縄みらい新聞」<https://www.okinawa-mirai-shinbun.com/>）

(3) 新聞紙面・雑誌（求人誌）による掲載を行うこと。

…県内紙 2 紙 × 1 回程度、全 10 段フルカラー想定

「7 委託業務の内容」の合同企業説明会の告知もかねて、開催日 1 週間～2 週間前程度の時期に合わせて掲載すること。

(4) 県や国が実施する就職イベントや人材育成・確保に資する取組に関して情報収集し、特設サイトや新聞等に掲載すること。

(5) 上記(1)～(4)を広く周知するため、次の事項を参考に SNS や WEB 等を活用したデジタル広告を行うこと。

- ア SNS 広告については、年代、性別、地域、キーワード、興味関心などを分析し、ターゲット層に沿った広告にすること。
- イ WEB 広告については、ターゲット層を明確にするとともに、親和性が高いと思われる求人サイトや求人アプリなどへの掲載も検討すること。

## 7 国や各自治体を実施する施策との連携を図ること

例として、県雇用政策課で実施する下記の取組との連携を図る。

- ・ 県雇用政策課の事業で設置する就職相談窓口を活用し、当事業のインターンシップにつなげる。
- ・ 「沖縄県グッドジョブセンター」を活用し、本事業で取組む広報内容の情報発信を行うなど、観光現場の魅力や求人情報の周知を行う。

## 8 成果物について

委託業務終了後すみやかに、または沖縄県が指示する期日までに、業務実施内容を取りまとめた実績報告書を提出すること。実績報告書は電子記録媒体 1 式とする。

## 9 著作権について

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

## 10 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名または選定した理由と不可分の関係にある以下の業務
  - ア インターン生への相談支援および定着支援業務

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画コンペ参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。ただし、委託業務の内容そのものの業務ではなく、本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行するうえで必要な直接経費であって、第三者において、企画判断や管理運営等を伴わない経費（契約金額が100万円未満に限る）は再委託には該当しない。

- ① 本事業の運営に必要なサイト制作・管理運営
- ② 海外等遠隔地における合同企業説明会の運営
- ③ 海外等遠隔地からのインターンシップ受入調整業務
- ④ その他、本事業に必要な業務であって、知事が必要と認めた業務

## (4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記(3)の業務のうち、契約金額が100万円未満の業務及び以下に定める業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

- ① 業務委託契約第2条に定める実施計画書において、予め再委託先の選定方法、再委託の内容、概算見積額等の内容が明記された業務であって、県から承認を得たもの。ただし、委任または準委任は除く。
- ② 本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行する上で必要な直接経費（第三者において企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）。
- ③ 次に定める「その他、簡易な業務」
  - ア 資料の収集・整理
  - イ 複写・印刷・製本・発送
  - ウ 原稿・データの入力及び集計
  - エ 記事リサイズ（写真データ等）
  - オ Webサイト制作に関することであって企画・判断を伴わないもの
  - カ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 11 一般管理費について

一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合認められる経費であり、次の計算式により算出すること。

【(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100 以内】

※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

※継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき金額を算定すること。

## 12 その他

- 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算の状況、諸事情によって変更することがある。
- 委託業務期間中は、事業の進捗状況を適宜沖縄県に報告するものとする。
- 委託業務にかかる支出には、すべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- 委託業務完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- 委託業務の実施に当たって、仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。